



説明されているのです。

前段は省略しますが、一しかしながら、衆議院文教委員会における日本私学振興財団法案の審査の過程において、私立学校の自主性を尊重し、これをみだりにそこなわないよう、所轄庁の権限行使については、十分慎重な態度で臨むべきだとの意見があり、私立学校関係団体からはこの規定を削除してほしい旨の要望がありました。以上の経緯から、私立学校の今後の状況を見守るため、本法案附則第十三条によつて新たに設けられる私立学校

だろうかという疑問を持つておるわけでございま  
す。そうしますと、ある程度入学定員も改める、  
しゃくし定本なことを言わないで、大学の現実に  
ある程度歩み寄った考え方もできるのじやないだ  
ろうか。同時にまた、大學も無責任な教育をやる  
意思もないでしようから、もし過大であれば入  
学人員を減さすということもあり得るだろ。相  
互に実情に即した考え方で、何か法秩序を頭から  
無視してかかったような現実、これは避けなければ  
いけないのじやないかなという判断を一ついた  
しております。

が、私立学校振興方策懇談会というものがありますか。

○奥野国務大臣 私立学校振興方策懇談会、「ござ」います。もう一步前進した私学助成の道を見出していくべきだといふようなことなどがこの懇談会を設置したゆえんでございました。

○崎崎委員 その私立学校振興方策懇談会の構成メンバー、それについての資料をいただけますか。

○木田政府委員 できるだけ早い機会にお届けするようになります。

○崎崎委員 今日の私学の現状というのは、ちよちよようとするまでもなく、こゝへんな学生をかかる

で、大学自身が、結局国庫からの支出で負担をしているという面が相当ある、こう考えておるわけでございます。私立大学の場合には、社会に果たしている役割り、そこから国民全體で出し合つていくのだ、税負担でまかなわれるのだ、残りは設置者の負担だ、その設置者の負担があるいは寄付金、基金からあがる収入というようなものでなかなかわれる部分もございましょうし、授業料でまかさざいます。

いまのこの前段の部分ですが、文教委員会の当時の議事録を読んでみると、結局私立大学の大學の自主性というものをそこなわない、ことばをかえていけば、大學自治、學問の自由、そういう憲法や何かで要請されている大學のあり方というものをそこなわない限りにおいて文部省の権限行使を考えなければならないということが議論されているわけであります。

ところが、いまの調査録がまた手に入らないものですから、内閣委員会や予算分科会での大臣の発言がまだ正確につかめないので、それども、その大臣の発言が大体すべての新聞、毎日、朝日、おもだつた新聞は全部、かつて四十五年の四月にこの修正をするにあたった趣旨にかんがみて、今日の段階で水増しをやつて入学させている大学を規制していくという形で、監督官庁の文部省が权限を発動するというよくなことが積極的にうたわれ、同時にその具体的な措置が文部省ですでに進められつつあるというふうなことが書かれてあります。が、その点いかがですか。

○奥野国務大臣　いま水増し入学の例をおあげになつたわけでござります。認可を受けたときの定員と現実に入学を認めている員数との間に大きな開きがある、学校がそういう姿であつていいもの

だろうかという疑問を持つておるわけでございま  
す。そうしますと、ある程度入学定員も改める、  
しゃくし定本なことを言わないで、大学の現実に  
ある程度歩み寄った考え方もあるのじやないだ  
ろうか。同時にまた、大学も無責任な教育をやる  
意思もないのじようから、もし過大であれば人  
学人員を減さすということもあり得るだろう。相  
互に実情に即した考え方で、何か法秩序を頭から  
無視してかかったような現実、これは避けなけれ  
ばいけないのでじやないかなという判断を一ついた  
しております。

同時にまた、私学の自主性、これは守つていか  
なければならぬと私も考えておるわけでござい  
ます。私立学校法の政府の監督規定を動かす場合  
には、私立学校審議会の議を経るようになつてい  
ると思います。私立学校審議会は、たしか四分の  
三以上の方々が私立学校の関係者で構成されるよ  
うにしておるわけでございます。そうしますと、  
そう御心配になるようなことはないのじやないだ  
ろうか、こうも考えておるわけでございます。い  
ずれにいたしましても、国会で幾多の御論議をい  
ただいておるわけでございますので、何かやはり  
政府も私学の自主性をそこなわないで責任を果た  
せる道を考えていかなければならぬのじやない  
だろうか。そうしますと、あの規定を四十九年度  
から発効させることが一つの具体的な方法ではな  
かろうかな、かようになっておるわけでございま  
して、またこのことを通じましていろいろ是非の  
御批判をいただいてけつこうじやないだろうか。  
まだ四十九年度になつておりますので、その上  
に立つて最終的な決断をしたい、私としてはやは  
り発動させるべきではなかろうかな、こういう気  
持ちを抱いておるところでございます。

○嶋崎委員 きょうはこれで議論しようとは思ひ  
ませんので、文部省が監督の権限を発動するとい  
うことと積極的に考えていらっしゃるということ  
をまずここで確認させていただけたと思います。

それと、この私立学校振興方策について、大臣

の諮問機関であるように新聞には書いてあります

○奥野国務大臣 私立学校振興方策懇談会、ござります。もう一步前進した私学助成の道を見出していくかといふよなことなどがこの懇談会を設置したゆえんでございました。

○嶋崎委員 その私立学校振興方策懇談会の構成メンバー、それについての資料をいただけますか。

○木田政府委員 できるだけ早い機会にお届けするようにいたします。

○嶋崎委員 今日の私学の現状というのは、ちようちよつするまでもなく、たいへんな学生をかかえて、日本の大学教育の圧倒的な部分をやつているのが実情でございます。そういうわけで今後わが文教施策の中で国立学校というものをどう考えるのか、私立大学をどう考えるか。明治以来の日本の大学の伝統を考えてみても、昔の明治の場合には、日本の将来有為な指導者を養成するというので国立大学が重要な意味を持つたと思ふりますけれども、今日ぐらいたいに大学というものが進学率が高くなつて、大衆性を持つてくるようになつたら、伝統的な国立大学のあり方、それから今日の私立大学のあり方はどうあるべきかといふ根本的な議論が実は必要になつてゐるのじやないかと思います。この委員会はなかなかそういう落ちついた議論のできぬ場所でありまして、そういうことを私は議論したいのですけれども、国費でもつて援助するのだから、私学に対して文部省が一定の監督権を発動していくというような運用にしたいというのが一方おありと同時に、他方で、私学助成というものについての基本的な考え方についての大臣の意見をお伺いしてあとに進みたいと思いますので、基本的な考え方を……。

○奥野国務大臣 私は、大学に要する経費は、その大学の果たしている社会的な役割り、それに応じて国民全体がその経費を分担すべきだ、かように考えりのものは設置者が負担すべきだ、かように考えりおるわけでございます。国立大学の場合には、設置者が負担すべきものも学生に負担させない

で、大学自身が、結局国庫からの支出で負担をしているという面が相当ある、こう考えておるわけでございます。私立大学の場合には、社会に果たしている役割り、そこから国民全体で出し合つて置者の負担だ、その設置者の負担があるいは寄付金、基金からあがる収入というようなものでなかなかわれる部分もある、かように考えておるわけでござります。

○鳴崎委員 もつちよつと突っ込んで議論したいのですけれども、もう時間がありませんから、これはそのままにしておきます。

さて、国立大学設置法に關連して、最初に北海道大学の法学部と、それから広島大学の総合科学部、どうやら教養部の改革ですね、それの要点を簡潔に御説明願いたいと思います。

○本田政府委員 広島大学の総合科学部の構想は、従来の固定的な学科制という考え方をとらないで、教育上の配慮に基づきます四つのコースを、地域文化、社会文化、情報行動科学、環境科学といふふうに構成をいたしまして、学生の志望に応じたカリキュラムの編成を行なう。そうして、私どもいわゆる大講座制という表現を最近使っておるわけでございますが、大きい講座制によります彈力的な研究体制のもとで、学際領域の研究が行なえるようにしていく考え方をしておるわけでございます。またこの総合科学部が、他の学部との協力によりまして、広島大学全体の学生に対する幅の広い一般教育の実施体制を整えることにならしてございますが、同時に全学部が最初からそれぞれその学生に対する教育の責任体制を明確にしていく、教養部だけに最初の一年あるいは二年をまかせてしまうということにしない、こういうこともあわせて進めたいということに主眼があるわけでございます。

それから北海道大学の法学部におきます内部の再組織でございますが、これは法学におきます研究の組織を大きな四つの人柱にしたい。法哲学、

法史学、法社会学といったような基本の研究の組織と、それから学生の教育に対するシステムを、それとは別に、民事法でありますとか、刑事法でありますとか、あるいは政治学の領域であるとか、七つの大きな教育の領域を考えておるわけでございますが、教育のシステムを別々に構成をいたしまして、必要な教官あるいは関係助手等も含めた教官の配置を、研究の体制、教育の体制別に構成をしてみた、こういう考え方であります。

に、教師が、ライフサイクルを考えまして、ある一定の期間は研究者として専念をして、ある期間は教育者として専念していく、ということが、交互にできるようにしていくために、研究と教育を分離していく、という考え方をとっているというふうに理解すればよろしいですね。

○木田政府委員 概略のところそのように考えて、いただいてよろしいかと思いますが、ただ、いま御説明の中で、ある期間というふうにおつしやつて、

実の遠いといふのは幾つかござります。しかし、ものの考え方というのは、教育と研究といふものとどこまでも一つのユニットで動かすということではなくて、教育に適したユニット、研究に適したユニットといふものを考えてみようという考え方がある、そこからいろいろと出てきていく考え方であるといふ意味では通ずるものがあります。

変わらなければならぬということは、筑波大学に限らず、全国のすべての大学の研究者集団が今まで問題にしていることだと思います。ですからそれが筑波大学の発想の類似点だというふうに言えます。ないというふうに私は判断するのです。と申しますのは、筑波大学の場合には、国立大学設置法を改正して、そしてその法改正の中で教授会にかかる別の組織というものを置くことができるというふうに法律できめて、その上で教授会にかわるた

広島大学の総合科学部の場合は、教養部が四年制になつて、そうして総合科学部というものができて、そうして四つの大講座制を中心とした四年制コースができる。いわばアンダーラグラデュエエトみたいなものを作るという考え方ですね。そうして他方で今度は、各学部の学生は、いままで教養部に二年間いたわけですから、最初入ってくるときから今度は政経とかそれから理学部だとかいう志望で入ってくるわけですね。そうして四年の間に教養の関連科目をとれる考え方にして、そうして学部の専門的な教育とそれから教養課程的な教育を同時にやつていけるようなコースをつくりたい、こういう考え方として理解してよろしいですね。

○木田政府委員 基本的にそのお考えでよろしいかと思います。

ただ、ことばづかいで恐縮でございますが、最初の、大きい四つの講座というふうにおっしゃいましたのですけれども、講座ではございませんで、四つのコースとして考えたいということでおざい

究部門に属する人は全然教育の講義に関与しないということではなくて、研究の体制をとるときの新しい部門の構成と、それから学生に対する教育のチームを組むときに、六つの新しい大きい講座を教育では——失礼しました。先ほど七つと申上げましたが、六つでござります。六つの新しい講座をかまえるということでございますが、ある期間完全に研究だけということではなくて、そういう方もありますけれども、研究の仕組みと教育の仕組みをそれぞれ別々に考えてみた、こういうふうに御理解を賜わりたいと思います。

○崎崎委員 法学部の教授会が大学内部で発表したものですね、それに私は私の言つたように書いてあるのです。ですから、これからかなり柔軟な考え方で運用されるということだとと思うのですが、基本的な考え方は大体研究と教育の分離というだと思うのです。そうなりますと、ただ申し上げたいのは、この広大の場合でも北海道大学の場合は、筑波大学の管理運営等々とは違いますから、いわゆる筑波方式ではございませんね

う趣旨で理解ができるよう発表されたのです。  
か。  
○木田政府委員 私どもが新聞関係者に説明をいたしましたときには、そのそれぞれの大学の考え方をおおむね御説明をしたわけでござります。私がいまお答えをしたような趣旨で御説明をしたのかと考へております。筑波方式の導入というへディングがつきましたかどうかちょっと記憶しておりますませんけれども、これは私どもがそういう意味で発表したわけではございません。

○嶋崎委員 去年の九月三日前後の新聞は、どの新聞も全部、広島大学と北海道大学の法学部の法学改革は筑波方式の導入だという形で報道されております。当時こつちの委員会はなかつたものでありますから質問できなかつたのですけれども、つまり各社がそう受け取るような趣旨の御発言だったから、いま局長がおっしゃつたようなことに近い御発言だったから筑波方式ということとばが出たのじゃないかというふうに思うのですが、そういうふうに了解しておいていいですか。

というものを法律で規定した、そして他方では学校教育法や教育公務員特例法等々の改正を通じて大学の管理のあり方というものを変えていったところに特徴があると思います。ですから筑波大学の管理の特徴というのは三點ありますて、その一つは、研究と教育の分離という時代の要請です。大学のあり方を受けながら、大学管理のあり方が今までの既存の大学の大学自治のあり方と違うという点に特徴があるという点が第一点だと思います。第二番目は、学外者ないしは大学が開かれた大学としてオープンに大学の問題を外の良識ある人たちの意見もいれながら考えていくという意味で副学長、参与会という制度を設けた、これが第二番目の特徴ではないかと思います。第三番目には、大学の管理機構というものを考えたときに、今までの既存の大学自治が学部セクターや議論制セクターがあるために大学の管理運営がうまくいかないから、そこでもとつて効率的な、ないしはトップマネジメントを使った大学の管理運営の合理性ないしは効率というものを考えてコミュニケーションシステムというものを採用しているところ

○**場崎委員** そうしますと、今度は北海道大学へいきますけれども、私の理解では、北海道大学の場合には、いま言つた大講座制みたいなものですね。それで大学院を中心とした研究のコース、研究者集団と、それから教育者の集団というものを置いて、そうして研究と教育を——私はいつか筑波で局長と議論したときにも申し上げましたよう

組みをそれぞれに適したように考えてみたいと思います。筑波大学で考えますことと同じことだというふうに思います。もちろん、どこまで同じかということになりますれば、筑波大学は全学について考えており、北大の場合には法学部の中の問題としてその考え方を取り入れておるということです。さあ、そのことから来る相

○木田政府委員 教育と研究の考え方につきまして似たような趣旨の改革案である、こういう説明から御理解を賜わりたいと思います。

○鳴鷺委員 筑波大学は筑波大学で二つでも長い議論をしましたけれども、筑波大学の特徴としては、研究と教育を分離させることに關連して、そういう時代の要請に研究や教育の体制は

に特徴があると思います。いろんな委員会の制度でもって処理している。したがつて、これは評議会、教授会という既存の大学のあり方とは違った新しい側面というものを機能的に備えているといふ点だと私は思うのです。この点は議論しましたからいまさら繰り返しませんが、北海道大学の場合は、広島大学の場合でも、既存の教授会は教授

会として存在していく、そして人事権は依然として教授会を中心にして考えられ、そしてまた同時に学部の予算なんかにしましても教授会で審議していくわけありますから、既存の教授会、評議会を中心とした大学そのものの今までの管理機関の方について何ら変わることがないわけあります。ですから、研究と教育の側面で大学の内部で機能的な分化をやつたからといって、それを筑波方式というふうにすりかえていくことは、全国のこれから大学で大学が自主的に改革をやつしていくものを全部筑波方式筑波方式という名で一般化して、そしてその筑波の持つてある特殊性——いいか悪いかは今後歴史的に見なければなりません。私が賛成ではないことはある議論しました。ですから、その筑波大学というものの特徴を今後押えていくときには、その一般性というものと特殊性というものを区別して整理しておかなければならぬというふうに私は考えるわけです。ですから、北海道大学と広島大学を筑波方式の導入といふうに理解する理解のしかたは、おそらく広島大学も法学部も、大学のスタッフに電話を入れて連絡しましたところ、筑波方式ではありませんということを教授会で議論しております。ですから、そういう意味で、研究と教育を分離するというような機能的な一つの側面ですね、その側面だけこれを筑波方式というふうに規定している方は、やはり文部省の側が各大学に対する筑波方式というものを導入したいということを意思表示しているというふうに私は考えますが、いかがですか。

○木田政府委員 研究と教育というものを機能的に考えてみようということは、今日の大学の基本的には一つ大きな課題だと思います。それが筑波大学の場合には全学的な規模において行なわれ、そことのために筑波の新しい管理運営の組織といふことを構想された。いま、広島大学の総合科学部、あるいは北大の法學部のあり方は、それを大学内の一学部の中において考え方よろとしておるわけでございます。しかし、考え方の方向というの

はかなり共通しておると思つております。それが学部の中でござりますから、学部を越えた動きといふ形で筑波のような取り扱いになつていないとやつていくものを全部筑波方式筑波方式といふことばで呼ぶことが実は中身がよくわからぬのでございまして、筑波方式であるとかないとかというようなことを説明をしていくということとは、決して当を得たものではないと筑波方式といふことばで呼ぶことが実は中身がよくわからぬのでございまして、筑波方式であるも、研究部門と教育部門とをいろいろと運営上、教育、研究のシステムを考えています場合に、教授会のあり方もおのずからまた動きが出てくるからもれども、筑波大学のいわば基本的な特徴を何で押えて、筑波大学の特徴は何かといふ点を何で整理すれば、その一つの要素ないしは一つのファンクションだけをとらえて、それと共に通じるから筑波方式だといふにジャーナリズムの人が理解するような形で発表されていきますと、大学のあり方みたいなものについて世論が正しい理解ができるのではないかということを私はおそれるからであります。そういう意味で慎重な発言をお願いしたいと思うのです。私は、筑波方式とは違う、こう考えておりますし、北大の法學部教授会も、総合科学部の広大の教授会も、筑波方式ではないということを議論しております。そこでお聞きしますが、今度四十九年度予算で、広島大学の総合科学部の予算をつけるにあたっての予算の単価の基準はどういうふうにおきめになりましたか。

○大崎説明員 これまでの博士課程を有する学部は講座制をとつていいために、講座制がいいのです。つまり、今までの既存の大学では教養門家を集めたりそういうことができる、そういう情勢ができるという特徴を兼ね備えていると思うのです。つまり、今までの既存の大学では教養部は講座制をとつていいために、講座制がいいのかどうかは別として、学科制であるために、人事権について今までの既存の大学では教養

部の予算は、今までのドクターコースを持つて、その中で大学院の構想というものが重点を置かれています。なお、広島大学についてそのような積算方法をとりましたことは、広島大学全般の改革構想というのが現在進められておりまして、その中で大学院の構想というものが重点を置かれています。したがいまして、その構想の方向を勘案いたしますと、総合科学部自体が学部の上に博士課程を持つていうことは必ずしも予想されませんけれども、総合科学部のスタッフが大学院の教育に参加していくであろう、しかも博士課程に博士課程を持つていうことが現実的になります。そこでお聞きしますが、今度四十九年度予算で、広島大学の総合科学部の予算をつけるにあたっての教科当たり積算校費というものを基準にいたしまして、それを教官一人当たりの経費に換算をいたしまして積算をいたしております。

○鷲崎委員 そうしますと、広島大学の総合科学部の場合は省令講座の単価を基準にして予算を組んでおることになりますね。

○大崎説明員 省令講座という御指摘の趣旨が十分理解できませんが、要するに、現在、講座学科の場合は省令講座の単価を基準にして予算を組んでおることになりますね。

○鷲崎委員 たいへんな優遇ですね。今までの全国の大学で、新しい大学——教養部が総合科学部といつて、いまから新しく構想していく大学ができたのに対し、広島大学というのはドクターコースを持っている学部もありますけれども、まだマスターしかない学部の大学、そういう大学の教養部が四年制の大学のコースをつくつたからとなりますが、たとえば埼玉大学の教養部が四年制になって、いまのようないい大学の教養部と同様に、ドクターコースを持っている旧制大学の講座当たりの単価で予算を組んでおるということになりますが、たとえば埼玉大学の教養部が四年制になって、いまのようないい大学の教養部と同様に、ドクターコースを行なつたというようなときに、そういう優遇措置はしていないはずだと思います。ですから、広島大学のこの予算のつけ方にについて

は、非常に異例な基準に基づいてやつたと私は判

○木田政府委員 今回広島大学につきましては、総合科学部という新しい学部の御審議をいただいでおるわけでござりますが、このことに関連いたしてますが、いかがですか。

しまして、広島大学は、大学全体の将来計画として、西条地区への移転の整備を、これも予算で、昨年來着手させていただいておるわけでございます。その西条地区への広島大学の全学的な移転、その将来のあり方ということの中に、私どもも島大学の各領域にわたります大学院の整備といふこともあわせて構想の中に含めておるつもりでございます。そうした大学側の背景もございまして、その第一着手であります総合科学部につきまして、いま課長から御説明申し上げましたような新たな体制をとらしていただきました。

先ほど、これを筑波方式と言ふか言わぬかといふのは、私は、筑波方式ということばの意味がそれぞれにとられますから、あまりそういう用語で呼ぶことは適切でないと思いまするけれども、教育と研究の体制というものを別に考えながら、いま御指摘がありましたような筑波の第一学群に相当するような考え方を打ち出し、そして大学院というものに将来かなりのウエートを置いた大学ト いうものを構想していくたい、こういう考え方から出たものでござります。

○鴨崎委員 時間もありませんから、こまかに論はしませんけれども、この広島大学の教養学部が総合科学部なる構想を持ったことは非常にいいと私は思つてゐるのであります。また北海道大学が、法學部の中でああいう新しい構想を打ち出してきたりうこともいい。しかし、ちつとも新しくありませんけれども、その大学でも、あれと同じ構想は「ツサ」としてありましたから。だからちつとも新しくないけれども、そういう改革が具体的に進んでいたということはたいへん私はけつこうだと思うのです。

ただ、そういう新しい大学改革を行なわれて

く際に、広島大学の教養学部の予算のつけ方は、

く際に、広島大学の教養学部の予算のつけ方は、それは広島大学長期の大学改革の展望とおっしゃるけれども、まだ海のものとも山のものともはっきりしないわけですよ。しかもその総合科学部が、その上に大学院を持つということはないのです。

アンダーグラジュエートの特徴としてのこの「か  
レッジを考えたのですから、ドクターコースなど  
かその上にできっこないわけですよ。

そうしますと、その総合科学部というものを考  
えた発想そのものが、今日の学生の急増と、そ  
から最初から専門的なことだけじゃなくて、そ  
ういう広い学生層の教育要求といいますか、そ  
うものに対する、専門的ないままでのやり方にさ  
なくて、もっと視野の広い、グレンツギーテー  
トナハルトを広げた、そういう単位のとり方ができるようなら、学  
学というものを考えたわけでしょう。そういう方  
味では、筑波の第一群に相当するような性質のノ

のなんですから、この大学改革はけつこうだけれども、それにつける予算を考えるときには、そういうふうすでに文部省令でいつておるドクターコードを持っておる講座の、その積算基準を基礎にして予算をつけるというようなつけ方は、文部省が、筑波方式的な大学の改革があれば思い切って予算を出しますよ、そういうかつこうに大学改革をなさいという、金で大学改革を追っていくといふ考え方を示しているということになると思うのです、客観的に、総合科学部の予算の単価のきめはきまつているのですか。大学はいま、どこだけで予算は少ないのであるから、多いのに越したことはないと思うのです。しかし全国に国立大学はばかりあつて、同じように教養部というのは、たゞ東大の場合をとっても、埼玉大学など教養学部にした場合であつても、筑波方式的な大学改革えさになつておるような、そういう印象を与えていますけれども、そういう形で四年制の教養の学をつくっていく際に、筑波方式的な大学改革をとおしておきたいと思うのです。というのは、広島大学のおっしゃるように、

来の大学改革の構想はちつともまだはっきりしていない。はつきりしているのは教養部だけです。

来る大学改革の構想はちとまでは「きりしていない。はっきりしているのは教養部だけです。そしてはっきりしていることは、学部に今度は、新入生から学部採用でとること、そして單位のとり方が四年制の総合科学部の中でとれる

いう、そういう方式をとったとして、それで、その教養の単位のとり方と学部の専門的な教育がバラレルに行なわれるようになつたということ、それだけが新しいことなんです。ですから、今後広島大学はどんなふうに大学改革が行なわれ、大学構想が出てくるのか、そういうことについてはつきりしないのに、教養部で博士課程も持たない、それは将来はつきり言える、持てない、そういう大学改革案に対し、予算のつけ方だけは非常にその大学と差別をしているような予算のつ常によその大学と差別をしているような予算のつけ方をしていくことは、非常に今後の大学のあり方にとつて私は重大だと思います。

確かめることは私はできません。局長の答えに、

ああそうですかと言ふ以外ありません。ただ重大なことは、広島大学や北大が出たときに、これが筑波方式と新聞に書かれ、他方で広島大学は、よその大学でない改革であるかも知れないか、予算確かめることは私はできません。局長の答えに、

のつけ方だけは、ドクターコースもないのでドクターコース並みの予算が特別につく。明らかに優遇であります。そういうことが片一方であって、他方で、筑波大学に賛成反対によつて学部で予算が消えたり消えなかつたりという世論が新聞で書かれる、こういう文部行政のあり方と国立大学の今日のあり方というものを大いに反省していただかなければならぬのじやないかと私は思うんです。ですから、新聞が悪いのなら悪いとおっしゃつてください。文部省のほうでは、そういうことがありますか。

○木田政府委員 筑波のときにもお答え申し上げたかと思いますが、大學の改革は一律には進みます。個別にそれぞれいいものを育てていくといふ努力をしたい。筑波は筑波、広島は広島だと考えております。考え方の基本に、教育と研究とというものへの考え方について共通のものがあるというふうな御意見がござります。違つところはことは、先ほど申し上げたとおりでございますが、鳴崎委員もお話しになりましたように、鳴崎委員の目から見れば広島のそれは筑波方式でないといふような御意見がござります。違つところは違つておるのでございますが、しかしそれぞれに改革努力があつて、意義のあるものにつきましては、文部省としてはできるだけの御協力をしていく、こういう姿勢で個別に進めていきたい。そうしませんと、大学といふそれぞれ個性のあるものを一律にあまり扱うということはいかがかと考えるのでござります。ただ、そのことがことさらにならないきをするというようなことになることは、これまで慎まなければいけぬことは当然でございましょう。しかし私どもは、それを育てていくといふ気持ちで広島大学にも取り組んでみたいと、いうふうに考えております。

○鷲崎委員 私の質問したのは、いまそういうことを聞いたのじゃないんですよ。権威ある大新聞記者が、ある幾つかの大学の例をあげて、ある大学で反対し、ある学部は賛成だつて、ある学部は筑波に反対し、ある学部は賛成だつて、さっき言つたように、私の判断では、国立大学の広島の予算のつけ方に差別があつたという印象を国民の前に明らかにしておきたいのです。一方には今までの基準とは違う基準の立て方、非常に異例な基準の立て方であると思います。ですから、そういうのを総合してみると、いまの文部行政のあり方について、各大学の教官や学生が筑波大学方式云々が、そういう方式に持つてくれば予算をあげますよというような印象を与えるような記事が書かれているということですよ。そのことについて、新聞が悪いのか、そういう印象を与えるような文部省のあり方を反省するのか、どつちですかと聞いているのです。

○木田政府委員 私にはいま御指摘がありました。筑波大学方式云々が、そういう方式に持つてくれら、ちょっと何ともお答えを申し上げかねます。

○鷲崎委員 では、申し上げましよう。そういう答えならね。そういういまの局長の回答というのには、私非常に亂暴な回答だと思うのですよ。国立大学の予算や何かについて非常に大きな権限や、そういうものについての配分の力を持っているそこの皆さん方が、かりに新聞に書かれていることを、私は記憶ありませんから、調べたことないですかね、そんものは一方的でしようというような回答ではぼくはいかぬと思うのですよ。事実がそうではないならば、そうでないという事実をおっしゃるが、そういう大学の予算のあり方というものについて国民の批判というものがあれば、それに対しても反省しなければならぬとか、ぼくは反省していると思うのですよ。正しいことをやりなら、新聞の書き方が正確でなかつたんだから、そういう誤解のないよう今後はすると言えぱいいじやないですか。いかがですか。

いろいろな試みを考えてみたいという気持ちがあるものでございますから、何も広島大学に限りませんが、従来にこういう措置をしたことがないというような予算上の取り扱い、新しい構想も小さい段階でそれを行なつておることもございません。それをどのように評価されるか、これは御批判をされる方々のお立場でございましょう。決してそこひいきをするということはございません。わけではございません。それぞれに意味のある改革なり意味のある大学の内容の充実というものを進めていきたいという考え方で取り組んでおります次第でございます。

○鳴崎委員 その問題は議事録にとめておいていただいて、今後とも予算のそういう問題について、よその大学改革との関連や何かを私は追及していくたいと思います。

そこで、今度の国立学校設置法の中で問題になりました三つの医学部に関連しての第三番目の問題に入ります。

最初に大臣にお聞きしますが、この浜松や宮崎等々の国立の医科大学の設置を單科大学という形で進められた根拠、これをお聞きしたいと思います。

○奥野国務大臣 それぞれ医学教育の特色を十分發揮させたい、そう考えました場合には、單科大学のほうが他の学部にわざわざされないでその実をあげることができるのじやなかろうか、こう考えたわけでございます。ことに六年一貫教育を取りたいという考え方もあるわけでございますし、多少人文系の学部と医学部とは研究、教育の面におきましてかなり違つたものがあるようでござります。そういうこともございまして、せつかくつくる大学でございますので、医学教育、今日までいろいろの問題を起こしてきたところでもござりますだけに、改革の実をあげて十分効果を發揮させてもらうためには、足を引っ張られないむしろ単科大学のほうがよろしいのではないか、かようになります。もとより、一律的に考えたわけでござります。もとより、一律的にこういう考え方をすべてに推し進めていく考えは

○嶋崎委員 そうしますとお尋ねしますが、十一日の朝の閣議のあとに総理大臣と文部大臣がお話をし合いになつた上で、田中総理は、「大学人からいろいろ聞くと、総合大学は大規模すぎて管理運営が教官の手に負えない」したがつて、今後の新しい大学を新設するには「学生数が一万人の総合大学より、五千人の単科大学四校をつくった方がいい」という趣旨の発言があつたと報道されますから、事実ですか。

○奥野国務大臣 総理に会いましたあと、記者会見で若干申し上げました。申し上げましたが、多少総理の話を十分に私としては伝えなかつたなどという感じを持つております。総理がいろいろな大学の教授から話を聞いているようでございました。自分なりに持つてあるメモを一つ一つめぐりながら私にその話を伝えてくれたわけでございました。その際に、医学とか工学という部門はたいへん金もかかるし、他の人文系のところとは教育、研究の面においても相当違つたものがあるようだな、こういうことを言つておりました。したがいまして、そういうものはできる限り単科大学をつくってあげたほうが研究、教育の実をあげていくのに好ましいようだ。金はかかるけれども、金はかかるようだというようなことで、いま御指摘になつたような話がございました。そういうところから、だんだん大きな大学になつてくると管理面も苦勞があるようだというようなことで、いかがわしくなつたような話に移ってきたわけでございます。

基本は、管理から始まつたわけじゃございませんで、学部によつて教育、研究の内容、実態がかなり違うのだ、違つた面に即して大学の設置を考えていかなければならぬというようなところから始まつたものでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、朝日のこの書き方は間違っていますね。朝日の書き方はかぎカッコで引用しているわけですから、いま書いたのは総理の考え方で、それを受けて「私も同意見だ。文相の個人的な諮問機関である新学園建設等調査会で

「ここでもちよとわきにそれますが、新学園建設等調査会というのは大臣の諮問機関ですか。」  
○鷗野国務大臣 朝日の記事も私がしゃべつたとおり書いてくれていると思います。ちょっとと急いでおったものですから前段をしゃべらなかつたものですから、話の起点が明らかでありませんと、簡単に管理だけでものを考えているのかというような誤解を生むと思います。しかし、その記事そのものは、私がいま御説明しましたように何も間違っていない。ただ、起点を書いてないと、若干話の発展のしかたが違つてくるということになるのかもしれません。

新学園建設調査会といいましたか、正確な名前は忘れましたが、私の諸問機関でござります。新学園建設にあたつて、どういうような構想を立てていくのが一番適当かというようなことでいろいろ見当をつけていただいているわけでございます。その際にも、私としては、やはりいまの大学は特色が失われてきているのではないかという心配を持っておりまして、そういう意味においては、何万人というような大きな総合大学をつくるよりも、幾つかの大学をつくる、そうして共用できる施設は公用していくシステム、それが一つの考え方じやないだろうかなというようなことを考えてまいりまし、新学園建設の懇談会ですか調査会でも御議論いただいているところでございます。管理というよりもむしろ教育の効果をあげていくにはどちらが好ましいか、自然また管理という問題になるかもしれません。しかし、基本はそういうところから議論になつてているわけでござります。

○鷗崎委員 私の聞いているのはそうじやないのですが、この新学園建設等調査会という会のメンバー、それからどういう機関なのが、その資料を提出願えますか。

○木田政府委員 早い機会にお届けするようになります。

○鷗崎委員 大臣は本人ここにいらっしゃるか

ら、ここに書いてあるとおりの発言です、こうおつ

しません。

しやるのですが、総理の発言は、やはり大学とい

うものを考えていくときに、大学の管理運営とい

う観点から見ると、大学の教官たちは管理運営能

力がない。よく筑波の議論のときに皆さん方はそ

うおっしゃった。だから、大学というものを考

えるときは管理運営というものがあらわんとできる

ことが前提だ。それは抽象的、一般的には当然の

ことなんです。ところが、管理運営というもの

の上に立って、大学自治のあり方、そこで管理機

関といつものが構想されていく。それはそれぞれ

の大学の自主的な慣行があつたりいろいろでつく

り出されていく、長い努力の中でつくり出されて

いくものだと思うのです。ですから、最初に管理

を考へるというような考え方であつてはならな

い、こんなふうに思うのです。これについては、

そうじゃないといま大臣おっしゃっていますか

ら、もう質問はしません。

そこで、この新設三医大で問題になつた参与会

と副学長、これについてお聞きしますけれども、

新設三医大で参与会という制度をとられたならば、それを省令で追認するといいましょうか、そ

ういうふうに報道されていますが、この三医大の参与会といつものの中身、それからその考へ方はいかがでしようか。

○木田政府委員 新設の医科大学に地域の関係者の意見が反映できるよう、たとえば参与といつた方々の参画ができるようなことを考へております、こう申し上げたわけございます。

○鷲崎委員 それは筑波大学の参与会とは違つてますか。

○木田政府委員 筑波大学の参与会は、筑波大学全体の管理機関の一つとして法律で御審議をいたしましたとおりでございます。今回の場合に、参与会という形で固めたものを考へておるわけではございません。

ておるわけでございます。

○鷲崎委員 筑波大学の場合は、ここで長い議論をしましたけれども、教育大学の中で大学改革の構想があつて、その中で人事委員会ができ、参与会が大学で構想されたのを受けて文部省はそれを

して、これは当然数人の人でしよう。いかがですか。

○木田政府委員 どういうものなんですか。大学の学外の意見や世論を聞くような人たとえば参与どちらかと思つております。

○鷲崎委員 しかし参与という名前をとつて、そ

して大学が開かれた大学として学外の意見を聞くという意味の性質のものであるとすれば、筑波の参与会と性質は同じじではありませんか。

○木田政府委員 大学も関係者の意見に耳をかそ

うという考へ方は同じかと思ひます。しかし、その組織としての構成等は違つたものだ、こう考へてあります。

○鷲崎委員 局長の発言というのは、時には違え、時には一緒になる。北海道大学の研究と教育の分離というファンクショナルな面をとらえて、これは筑波大学の一つの側面の継承だ、考へ方としてはそうだと片一方では言つんですね。そして今度は、こつちの参与になつてきますと、いや、片一方は、筑波大学は参与会という形で法律で認められたものだけれども、こつちのほうは、考へ方としては一緒だけれども、形態は違う。今度は組織が違うということを強調されるのですね。これは論理矛盾ですか。

○木田政府委員 参与会を置くと考へておるわけ

じゃございません。この意見の聞き方その他いろいろの方式を大学側の考へるところとよく相談をして取り進めた。筑波の場合には、教育大学が

議論のときには、新しい大学の管理機関というの

うの管理機関もなければ教官スタッフの教授会もな

ければ何もまだないわけですね。あれだけ筑波の

文部省が上から押しつけたりしているのじやなく

て、それぞれの大学の自主的な改革の中から出て

きたものだから、文部省はそれを確認せざるを得

ないし、そういう方式で大学改革を進めると言わ

れてきました。それを参与会として評議員会

その他と一緒に法律で御審議をいたいた次第で

ございました。しかし、その際、大学が地域の関係者

大学の組織というものをつくるということはないでしょう。いかがですか。

○鷲崎委員 筑波大学で御審議をいただきま

した人事委員会は、この医科大学の場合に人事委員会として考へておるわけではございません。

○木田政府委員 そうしますと、人事委員会だとか参

与会といわれるような、筑波大学のような性質のもの、法律でわざわざ特質を、明確にその組織を

まだ大学ができないのですからね。その参与を置こうという主体はどこにありますか。だれが計画しておるのでですか。

○木田政府委員 大学ができ上がりました場合に大学が主体的に置くことになると考へます。

○鷲崎委員 文部省がいまのところ指導している段階ですね。

○木田政府委員 この三大学は文部省が主体的につくろうとしておる大学でございます。

○鷲崎委員 そうしますと、筑波大学の場合の参

与会は、教育大学の大改革の中で、長い討議の

中で生まれてきたもの、それで参与会という形で大学側のそういう要請があつたから法律改正をしてつくつたのですね。今度のは参与と称して、実

体は一つも明らかになつていませんね。まだ大学

がいいのですから、大学設置基準がやつと通つて、そしてこれから大学をつくるわけでしょう。大学

の管理機関もなければ教官スタッフの教授会もな

ければ何もまだないわけですね。あれだけ筑波の

文部省が上から押しつけたりしているのじやなく

て、それぞれの大学の自主的な改革の中から出て

きたものだから、文部省はそれを確認せざるを得

ないし、そういう方式で大学改革を進めると言わ

れてきました。ところが、この三医大については、まだそういう意味での大学改革的なものはない。單科大学をつくるといつても、おそらく教授会はあるでしょう。おそらくそうだ私は思います。副学長があつても人事委員会はないでしょう。そんなものはないでしょ。今まで筑波大学の中で出てきたような、積極的に法律でうたつたような、

いすれにいたしましても、これからできる大学のことです。筑波の場合のように過去のある大学ではございません。新たに法律での御審議を得ながら、御賛同を得ました場合に、こ

からの課題としてすべて関係者ととり進めいく、こうすることにならうと思ひます。

○嶋崎委員 それならば参与は、三つの単科大学の中で、つくろうと、いう大学の申し出があつただけつくれいいので、それぞれの大学に参与をつくる、三つの大学にそれぞれ参与、副学長を設けるというようなことを文部省のほうから大学に向かって言ふのはいかがでしよう。問題がありませんか。

○木田政府委員 大学の組織、運営、構成等につきまして、いろいろと文部省側からも考えて提示をしてまいらなければなりません。副学長二名をそれぞれの大学に予定をしております。これもそういうものとして、設立の準備に当たっております関係者と相談をし、また創設後もそうした扱いについての進め方をしていきたいというふうに考えております。これらはやはり大学をつくってまいります場合に、そのような心組みでおるということは明らかにして、大学側の準備を進めていく必要があるうかと考えております。

○嶋崎委員 副学長は、いまの法律や何か改正しなくとも、現実に大学の中で副学長を持っているところは一ぱいあるわけですよ。だから、たとえば単科大学の場合ならば、病院ですから、学長のほかに病院長がいるでしょう。それが副学長になつていいのですよ。それから学生部長というのが現にあるのですから、そういうのが副学長的な厚生補導の仕事をやっていいでしよう。何もそんなものは新しくない。それはそれぞれの大学において必要とあれば、副学長の制度を設けたてかまいませんよ。しかし参与という問題は、大学の外から意見を聞くという意味で、どういう程度の選考でどういう人を選ぶかということについては、これは筑波大学のときにずいぶん議論された中身の問題ですね。だから副学長を置くこと性質が違うと思うのです、参与の場合は。ですから、よくは邪推すれば、既存の大学に医学部をつくれば経費は安いわけよ、教養課程の先生方が一ぱいいらっしゃるのですから。ですけれども、大学改革

という観点からすれば、単科大学をつくって、独自のスタッフをつくって、医学の基礎教育をやつしていくということをやれば、それが将来医学にとってはいいだろうということはわかります。だから金がかかってもいい大学をつくろうというねらいであることは、その側面は私は一つも否定しません。しかし、将来すべての大学をつくるときには、首相が発言しているように、大学というのはこれからみんな単科大学ですよと言ながら、いつも一方で副学長、参与会という指導をやりながらやっていくとすれば、かつて筑波大学の討議のときには大臣も局長も私にはつきり言つたことは、法律の上で、国立学校設置法という法律を改正して、筑波大学には人事委員会、参与会を置いたのは、よその大学に一般化するという考え方ではなくて、これは東京教育大学が自ら判断した結果だから、そういう大学改革を追認するという意味で改正をやりますという答弁を何べんでも繰り返してこられた。ところが、今度のこれからでくる医科系の単科大学のときには、筑波大学とは違つて、その意見を聞くという意味での、そういういわば制度、組織を単科大学に持つてくるわけでしよう。

そのことを文部省が、三つづくる大学についてそれぞれつくするという御指導を現実になさつているのです。そうしますと、かつて筑波大学のときには、筑波は筑波の一つのタイプがあります、現に法律で認められたのですから、われわれ賛成ではなかつたけれども。ですから、今後、単科大学についてはどのようなことがいいかについては、筑波は筑波の一つのタイプがあります、現に法律で認められたのですから、われわれ賛成ではなかつたけれども。ですから、今後、単科大学についてはどのようなことがいいかについては、それぞれの大学の自主的な判断で、いくべきことであつて、文部省がいまから、外の意見を聞くという意味で参与というような組織をおつくりになつたらいいんじゃないでしようかとか、副学長を二人置いたらいいんじゃないでしようか、数名置いたらいいんじゃないでしようかといふようなことを言つとすれば、初めから、大学をつくるときには、大学の新しい管理について文部省の管理方式的なサセスチョンを受け入れる、それは、これから文部省がいろいろと新しくふうを考えますときには、いま三つの医科大学は文部省の私どもが法案の御審議を得ながらつくつていかなければならないのでございまして、既設のも

のに対して筑波と同じようなことを強要するとかなんとかということで考えておるわけではございません。これからつくっていく責任を私どもも負つてはいいだろうということはわかります。だから金がかかつてもいい大学をつくろうというねらいであることは、その側面は私は一つも否定しません。しかし、将来すべての大学をつくるときには、首相が発言しているように、大学というのはこれからみんな単科大学ですよと言ながら、いふことは、置いたほうがいいと考へて構想を練つらやつていくとすれば、かつて筑波大学の討議のときには大臣も局長も私にはつきり言つたことは、

法律の上で、国立学校設置法という法律を改正して、筑波大学には人事委員会、参与会を置いたのは、よその大学に一般化するという考え方ではなくて、これは東京教育大学が自ら判断した結果だから、そういう大学改革を追認するという意味で改正をやりますという答弁を何べんでも繰り返してこられた。ところが、今度のこれからでくる医科系の単科大学のときには、筑波大学とは違つて、その意見を聞くという意味での、そういういわば制度、組織を単科大学に持つてくるわけでしよう。しかし、その大学が設けます参与といつたものは、その具体的な方方は、でき上がった大学が、人員とか、任期とか、選考方法、意見の求め方等をきめることになるわけでございまして、大学自体が現実にできたときに事を処理していく、こういうことにならうかと思います。私どもは、そういうことを考えてみたい、こう申しておるわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、今までの大学のつくり方と発想が全然違いますね。発想が違うですよ。今までの国立大学をつくるときには、既存の法体系を前提にして、もう筑波大学の場合は特殊なタイプでしたから非常に議論になりましたが、しかし、それ以外の場合には、名称と、大学の場所と、そういうものをつくるということをきめて、あとは大学内部で自主的に、大学の管理組織のあり方やそういうものは大学内部で判断していくといふことがいままでの文部省の大学をつくっていくときのつくり方だつたと思いますよ。ところが、今回の場合には、副学長とか参与というような問題を少なくとも新しい大学の管理のあり方としてサセスチョンしてつくるのですから、いままでの大学のつくり方と違うじやありませんか。

○木田政府委員 新しいものをつくろうといったおりますので、いろいろと新しいこともあり得るかと思います。たとえば、これはちょっと前の

ことでござりますけれども、人間科学部といふうな新しい医学部を阪大につくらしていただきました。そういう場合にも、学部の構成その他新しいことが入つてくるわけでございます。それは、新しいものをつくるという場合に、何かそれぞれの新しい要素があり得る。まして今回のように文部省が責任を負つてつくらなければならない場合、私どもがこういうふうな大学が望ましいと考えておりますことが実現できるように御審議をいたしております。

はつきりさせておくためにお聞きしておきますが、東京教育大学と筑波大学は二つの大学ですか、一つの大学ですか。

○木田政府委員 別々の大学でございます。

○崎崎委員 そうしますと、筑波大学という新しい大学と、古い今までの伝統的な教育大学と、二つあるわけですね。そして筑波大学は、いまの教育大学のスタッフがよいよ向こうに移つて、くということを通じて、新しい大学が内容が豊かに充実していくわけですね。二つの大学があつて、そして、その移行していく過程で関連づけていくための組織は何ですか。

○木田政府委員 兩大学の関係者の間で協議会が持たれておりまして、緊密な御相談があるというふうに承知しております。

○崎崎委員 それを文部省のほうでも一度お調べ願いたい。私はもう調査しておりますけれども、時間がありませんから、きょうは省いて、いずれ一般質問でさしていただきます。

文部省からいただきました広報筑波の第一号です。これには確かに、教育大学と筑波大学は二つの大学だから、その相互の問題を調整するために連絡会というものができております。その連絡会の構成は、筑波大学の側は学長、副学長、学群長、それから東京教育大学が学長、部局長となつておるわけですね。したがって、二つの大学ですから、教育大学の中の部局長と筑波大学の人たちとが相互に共通の連絡会を持ちながら、筑波大学でない教育大学の先生方を筑波大学に割愛してもらいたいという手続をとりながら人事の問題は検討しなければならないし、同時に、筑波大学の入学試験、それから今後の研修のあり方、そういうものについては、筑波大学のあり方と、それに関係を専め持つてあらう教育大学の先生方がどのようなつながりを持つか、これが求められていないければなりませんね。そういう点から見ますと、ぜひ文部省のほうで、現状の筑波大学のあり方方が私が心配したことよりの実態ですから、その内容を——こまかに内部に干渉はできないでしようけれども、

たとえば現在どういう事態があるかというと、理学部を例にとりますと、理学部から筑波大学のほうに先生方がどんどん割愛されていきます。そ

うしますと、昨年の九月以降必修科目で開講されない科目が幾つかあるわけあります。スタッフがいないのです。休講になつてているのです。そ

の単位は、来年卒業する学生が今年度単位をとつておかなかつたら、卒業できないのです。そんな事態が理学部の場合にも二、三あります。教育学

部にもあります。文学部に至つては、これはたいへんです。これはいままでの文学部で、ここで長い議論をしてきましたから、いまあらためて議論

はいたしませんけれども、たとえば東洋史学をとつても、史学をとつても、国語をとつても、英

文学をとつても、とにかくへんな欠員の中で大学が動かされているわけあります。私は文学

部の人たちを防衛する意味で言つているのではなくて、教育大学にいま二年、三年、四年の学生がいるわけです。この学生は、同じ国立大学の学生として教育大学を選んで卒業していくには、よそ

の大学の学生と同じように、やはり最後まで伝統ある大学の卒業生にふさわしい勉学の条件が、國

で、文部省や大学として準備されなければならぬと思うのです。ところが筑波大学が片方に先行

しまして、二つの大学であるはずの教育大学の内

部の教授会のスタッフをこつちに持つていくの

に、教授会の承認も得ないまま、きまつてから事後通達です。きまつてから事後通達です。そのため、たとえば今度は、いま二年の学生諸君

無数にあります。例をあげれば、具体的な例を全

部あげられます。そういうことが行なわれている

ために、たとえば今度は、いま二年の学生諸君

しかも、助教授で当然教授になれる人が、かつて

申し上げましたように、いまだに、業績や何かで

ははるかにすぐれた日本一の学者がいます。ローマの研究をやっている学者なんというのは、日本最高水準の学者です。そういう人が助教授で、教

授になれないのです。そしてスタッフが埋まらぬ

ままです。これは埋めることはできないでしょ、いずれ移行するのですから。しかし、それにしても、現在、かつて筑波大学に移行するかどうかといふ評議会の基準というものがあつたために、文

学部とのいろいろな問題があつた。ところが、文部の教授会は昨年の十月十七日から方針転換をしています。新しい法律が通つた、筑波大学といふ大学ができるのだから、その大学との関連において、教育大学の研究、教育はどうなければならぬか、筑波大学に協力していくスタッフの割愛についてはどういうふうに協力するかについて、いまどとは違った教授会の態度をきめております。にもかかわらず、文学部教授会の代表である

評議員や学部長が参画しないまま今日まで連絡会が開かれています。そして人事は、文学部のほうの人事を、教授会なしに引き抜いて、事後通達みたいな形のことが一ぱい行なわれています。こういう現状は、二つの大学だと局長がおつしやるならば、その二つの大学にふさわしい大学相互間の紳士的な、ないしは大学人らしい慣習に基づいて行なわれるよう筑波大学のほうの運営をやつていただきたい。これに関連して、大学院の試験の制度だつておかしいのです。法律では五十三年に大学廃校になつていてます。そうすると、学生は五十二年で入った学生で卒業するのです。しかし、大学院の試験をやるとときには、留年する学生の中から大学院を受ける人があり得るわけです。ですから大学院の試験をやる場合でも、一年前にもう学生がいなくなるという前提に立つて、マスターの試験をやつたりドクターの試験をやつて、いうふうに型をきめていいかどうか。これもたぶん大学院のあり方として問題があると思う。

○稻葉委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時散会

いることが教育大学の別の大学であるはずのよその大學生の大学自治を侵害していくような傾向を持ちながら事が進められている。そういう実情について文部省のほうでも何とか打開をかかつて、教育大学の學生諸君がやはり教育大学を卒業してよ

かたたといわれれる条件をつくるように御努力を頑張ります。またいすれこまかに問題については再度一般質問のところでやらしていただきます。

これで終わります。